

ブロック塀について

2018年6月18日に大阪府高槻市にて大阪府北部を震源とする最大震度6弱の揺れで、小学校に設置されたブロック塀が倒れ、通学途中だった小学4年の女兒が下敷きになって死亡するという事故が起きました。その被害を踏まえて国土交通省が、ブロック塀等の安全確保対策を実施しています。

ブロック塀はそもそも建築物？

ブロック塀は建築物に附属する場合、**建築物に該当**します。したがってブロック塀は建築基準法を満たすように設計しなければいけません。

ブロック塀の建築基準法上の主な基準は？

① ブロック壁の高さは原則として、2.2m以下にしなければいけない

この高さは、基本的には「**地盤面**」からの高さとなります。高さも、組積造は1.2m以下、補強コンクリートブロック造が2.2m以下が基準となります。この地盤の高さについてですが、例としてブロック塀が擁壁の上に計画されることがあります。この場合の高さも基本地盤面からの高さとなります。

② ブロック塀の高さが1.2mを超えると控え壁が必要となります

この控え壁の件は、実務上トラブルになることがあります。昔に建てられたブロック塀は、控え壁がないことが多いからです。対応策としては・・・

●建て替える際は、後から**控え壁（ブロック塀）**を追加する

●**1.2m以下のブロック塀にカットする**、等です。

その他注意点とまとめ

その他、既存のブロック塀については次の点の確認が必要です。

① 塀の厚さは十分か？

→塀の厚さは**10cm以上**？

（塀の高さが2m超2.2m以下の場合
は15cm以上となります）

② 基礎はあるか？

③ 塀は健全か？

塀に傾き、ひび割れはないか？

上記内容で気になる点がありましたら、専門家に相談の上補強をするようにしてください。万一、ブロック塀が倒壊して人に怪我をさせたり、車を壊したりした場合、**所有者は占有者とともに損害賠償責任を負う**可能性があります。**所有者にとって大きな責任問題となる**可能性があります。注意が必要です。

